

# 別紙

## 社会福祉法人あすなる会の改善状況について

平成24年7月2日  
福祉保健課

社会福祉法人あすなる会の現在の状況は、以下のとおりです。

### <改善命令の経緯>

- ・平成22年2月15日 改善措置命令発出
- ・平成22年4月13日 改善措置状況報告書提出

### (1) 刑事裁判の動向

被告	年月日	概要
元あすなる会専務理事兼 元(株)ハマサキ 代表取締役専務	H23. 9. 28	鳥取地裁判決：業務上横領罪 懲役3年(実刑)
	H23. 10. 7	広島高裁(松江支部)に控訴
	H24. 3. 23	広島高裁(松江支部)が控訴を棄却
	H24. 4. 4	最高裁に上告
	H24. 6. 22	上告を取り下げ。【1審判決が確定】
元(株)ハマサキ 総務部長兼会計責任者	H23. 9. 28	鳥取地裁判決：業務上横領罪 懲役3年(執行猶予5年) 【確定】
元(株)ハマサキ 会計責任者	H23. 10. 5	鳥取地裁判決：業務上横領罪 懲役3年(執行猶予5年)
	H23. 10. 6	広島高裁(松江支部)に控訴
	H24. 5. 11	広島高裁(松江支部)が控訴を棄却
	H24. 5. 22	最高裁に上告【裁判継続中】

### (2) 改善状況

改善命令	改善状況
法人外流出した資金の回復に努めるとともに、回復方法、回復見込額等を明らかにすること。  【外部流出額】 490,706,301円	(株)ハマサキ(平成21年12月11日破産手続開始決定)に対する破産債権届出書を提出。(H22. 1. 13) 元あすなる会副理事長兼元(株)ハマサキ代表取締役社長(平成22年3月18日破産手続開始決定)に対する破産債権届出書を提出。(H22. 4. 16) 法人外流出した490,706,301円について、損害賠償請求訴訟を鳥取地裁に提起。(相手方：元あすなる会理事長、元あすなる会専務理事、元(株)ハマサキ総務部長の3名)(H22. 9. 1) 元あすなる会副理事長に対する破産債権について、573,714円があすなる会に対して配当、払込み。(H22. 10. 1) 元あすなる会副理事長に対する破産債権について、福祉医療機構に対する配当631,728円をあすなる会が取得。(H22. 11. 10) (株)ハマサキに対する破産債権について、540,209円があすなる会に対して配当、払込み。(H23. 4. 8)
法人の経営健全化のため、法人名義の金融機関からの借入金について、不明瞭な部分の解明に努めること。  【借入残額】 429,815,000円	金融機関からの借入残額(429,815,000円)について、債務不存在確認訴訟を提起。(銀行側も訴訟を提起、併合されて裁判が継続中)(H22. 2. 12) 国債の相殺に関連して、国債の受入先について金融機関変更に応じなかった国に対して国債償還請求訴訟を提起。(H22. 2. 12) 国に対する国債償還請求を鳥取地裁が棄却判決。(H23. 9. 16) 国に対する国債償還請求を広島高裁(松江支部)に控訴。(H23. 9. 30)
本部会計と施設会計間の不適切な会計処理を是正すること。  【貸付金額】 250,000,000円	他の施設会計の余剰金を本部会計に集約し、繰入可能額を超える施設会計から本部への貸付金返済計画について、理事会で承認。(H22. 7. 8) <返済計画> ○貸付金250,000千円を平成22～23年度で清算する。 ・平成22年度：125,000,000円(返済済み) ・平成23年度：125,000,000円(返済済み)
法人及び施設運営にかかる影響(資金不足、収益、信用力の有無等)を調査し、利用者へのサービス低下及び職員の処遇低下を招くことがないようにすること。	公認会計士による外部監査を実施(H23. 2. 9～17)(延べ6日間) 「岩井あすなる」が福祉サービス第三者評価を受審(H23. 11. 29) 「高草あすなる」が福祉サービス第三者評価を受審予定(H24. 12月予定) 引き続き、利用者満足度アンケートを実施して入所者の意見・要望を聴き、サービス低下を招くことのないようチェックを継続。

※3件の民事裁判が進行中であるが、刑事裁判が結審するまでの間は、実態として足踏み状態が続いている。

# 社会福祉法人みのり福祉会の改善状況について

平成24年7月2日  
福祉保健課

## 1. みのり福祉会をめぐる最近の動向

みのり福祉会が、取り組むべき最重要課題は前理事(長)等から被った損害を回復することであり、法人は着々と損害賠償請求の準備を進めている。

損害回復に向けた法人の現在の取組状況は、以下のとおり。

- |  |
|--|
| ①前理事長に対して損害賠償請求を行うことを、平成24年5月29日の理事会で議決済。<br>損害賠償請求予定額:155,302千円 (H23.9.28 県の指摘額:112,102千円)                                    |
| ②前理事長から、法人と前理事長間の土地の賃貸借契約に関して倉吉簡易裁判所に調停(借地料の未払金、契約の更新)が提起されているが、調停日の平成24年7月10日までに損害賠償請求を行う予定。                                  |
| ③また、前理事長と法人間の土地の賃貸借について、真に必要な土地であるのか、不必要な土地がないか精査の上、施設の底地など、最小限の土地を残し、契約を更新しない予定。(賃貸借契約の状況:26,057千円→15,288千円→土地の代物弁済後は170万円程度) |

## 2. 県の指導・対応方針(案)について

○刑事捜査の動向と損害賠償請求の進展を注視するとともに、改善命令の指摘事項について、引き続き、進捗状況を確認しながら指導を継続する。

※平成24年度 現地指導状況・・・平成24年4月26,27日、5月28日の3日間

- ①不適正な経理区分間貸付金の清算と民間施設給与等改善費の限度額を超えた借入金償還の清算は計画的に行っていく必要があるが、金融機関からの多額の施設整備借入残(14億6千100万円)があり、解消には時間を要するため継続して指導。
- ②法人経営圧迫の一要因である「みのりクリニック」を速やかに売却等して経営から撤退するよう指導。
- ③損害賠償請求が進展して、土地の代物弁済による賠償となった場合、施設の底地等、社会福祉事業の用に供されている土地を優先的に代物弁済するよう指導する。なお、駐車場、広場等については、必要性、利用頻度等を勘案して代物弁済の優先順位を決定。
- ④なお、改善が確認できるまで以下の制裁的措置を継続。
  - ・母子生活支援施設(ブルーインター)の民間施設給与等改善費の加算を停止 (H23.1～H24.3 累計:4,875千円)
  - ・措置費、保育所運営費の弾力運用の停止(事務費と事業費の流用の禁止)
  - ・単県補助金(民間社会福祉施設等運営費補助金)の執行停止 (4施設分:9,454千円×2ヵ年分(H22,23)=18,908千円)

## 3. その他関係者の動向

・県に対して監査関係書類(前理事長の親族への工事発注)について、親族から公文書開示請求があり、県は、全部非開示を決定。現在、この決定に不服があるとして申立人から異議申立てがされている。

・また、法人と前理事長の親族間の土地売買めぐり、前理事長の親族も調停を提起。

H24.5.2	調停申立	○土地の売買代金980万円のうち、未払いの475万円を速やかに支払うよう調停が申し立てられたもの。
H24.5.29	調停不調	○調停は不調に終わる。 法人の主張 ・土地代(980万円)が面積(733㎡)、地目(田)の割に高額である。 ・売買前の既払い賃借料(月額8万円)も同様に高額である。

当該土地売買は、改善報告書では未解明とされている事項。

## 4 改善状況

### (1) 第1回改善措置命令(平成23年1月6日)

改善命令の内容	改善報告(平成23年3月7日)	改善状況
特別養護老人ホーム入所者が実費負担すべき施設への預け金及び介護保険利用料及び介護報酬が簿外経理されているので、経理処理の適正化を図るとともに、収入支出の実態を明らかにすること。	・現金管理の徹底とチェック体制を整備 ・経理規程遵守の徹底 ・内部監査体制の強化	・香典代支出は過去(平成13年度～平成22年度)にさかのぼり調査をして実態を解明し、前理事長に損害賠償請求(699万円)を予定。 ・電算システムの導入
母子生活支援施設の整備に関する借入金の償還について、措置費からの限度額を超えた支出を行っているので、取りやめること。	・過去、限度額を超えて償還金に充当した超過分は返済する。 ・今後、措置費から限度額を超えた支出はしない。	・改善命令後は限度額を超えた支出はしていない。 ・金融機関からの多額の施設整備借入(14億6千100万円)があり、その返済が優先されるため、不適正な経理区分間貸付金の清算と民間施設給与等改善費の限度額を超えた償還支出の適正化には、時間を要する見込み。
授産会計から本部会計への資金異動、本部会計と施設会計間における年度内清算されていない貸付など、不適正な会計処理を是正すること。	・今後の施設整備は、財源を確保の上、無理のない計画とする。 ・各施設の運営に支障がでないよう計画的に清算(繰入)する。	・現在、議事録作成に当たっては、理事全員に確認の上、不備がないようにしている。 ・理事会に本部事務局の管理職全員を出席させている。
授産施設における造成工事費用に係る金銭消費貸借契約について、金融機関からの借入を行った役員と法人が理事会の議決により返済先とした役員が異なっているため、経緯を明らかにすること。	・契約書等証憑書類の資料を理事会で示すことなく、勘違いで口頭説明した内容を理事全員が信じたもの。	・現体制では適正に事務処理が行われている。
職員の退職に伴う事務処理が適正に行われていない事例があるので、今後は、退職手続きの適正化を図ること。	・適正に事務処理を行う。	・前理事長から借入は撤回。 ・診療所は休止中、施設は再開の見込みはなし。 ・医療法人に診療所の売却を交渉中。
公益事業として実施されている診療所について、法人全体の経営を圧迫し、社会福祉事業に支障をきたすおそれがあるので、事業の廃止を含めた見直しを明らかにすること。	・本部会計からの繰入を中止し、前理事長が資金を借入する。 ・単年度の黒字化、早期独立採算を目指す。(地域連携、患者の掘り起し)	・法人本部は職員が増員され組織体制の強化は進みつつある。 →3名から8名へ ・組織体制が強化された中で、理事会・評議員会は適正に行われている。 ・改革に向けて取り組んでいるが、現場において改革が浸透していくか、注視していくことが必要。
施設整備に要する借入財源が理事会で事後承認になっている事例や、理事会が適正に開催されたことが確認できない事例があるなど、法人の意思決定過程が不透明なので、理事会を適正に開催すること。また、評議員会の牽制機能によって、理事会及び法人運営の適正化を図ること。	・組織体制の強化、事務局の職員増を図る。 ・各種規程(決裁・文書取扱規程等)の整備。 ・合議決裁の徹底。 ・土地代、工事代金の口座振込みの徹底。 ・人事・給与・会計事務の本部一元化(オンライン化)。 ・研修会等の開催 等	
法人本部の事務局において、契約や理事会の開催等の事務処理が特定の者に集中し、複数の担当によるチェックができていないので、事務処理体制を見直し、内部牽制体制の確立を図ること。		

### (2) 第2回改善措置命令(平成23年9月28日)

改善命令の内容	改善報告(平成23年11月28日)	改善状況
法人と前理事長及びその親族との間における土地取引(売買・賃貸借・地上権設定)の全ての事案について、不当又は不適正な事例がないか再度、詳細な調査を実施し、不当又は不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講ずること。	○三朝デイサービス駐車場 ・県指摘の賃借料(7,658千円)について前理事長に全額返還を求め。 ○北栄デイサービス交流菜園 ・土地代金(3,202千円)は、前理事長の法人に対する貸金債権で相殺。 ・借地料の既払額(2年分:1,200千円)と適正金額(4万4千円)との差額(1,156千円)返還を求め。 ○湯梨浜デイサービスの敷地 ・県指摘の賃借料(400千円)は前理事長から全額返還済。 ・前理事長の指示により誤って職員が契約書を作成。 ○スターロイヤル駐車場 ・既払の借地料(27,622千円)を前理事長に全額返還を求め。 ・三者契約で法人が負担した土地代の差額分(1,970千円)を損害賠償請求する。	○借地料損害賠償請求額 7,658千円(県の指摘どおり) ○県の指導に従い、相殺の事実が確認できないと判断。土地代金全額(3,202千円)と借地料全額(1,200千円)を損害賠償請求をする。 ○追加損害賠償請求額 49千円(登記手数料) (県の指摘どおり) ○借地料損害賠償請求額 26,162千円(県の指摘どおり) ・H23.4～8までの5か月分については、調停との関係もあり別途請求。 (292千円×5月=1,460千円分) ○土地代損害賠償請求額 1,970千円

改善命令の内容	改善報告(平成23年11月28日)	改善状況
<p>法人と前理事長及びその親族との間における土地取引(売買・賃貸借・地上権設定)の全ての事案について、不当又は不適正な事例がないか再度、詳細な調査を実施し、不当又は不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p>	<p>○インターグループホームの敷地 ・三者契約額(6,589千円)は面積は異なるが、ほぼ等価交換で、事情やむを得ない。 ・賃借料(15,563千円)は前理事長に返還請求をする。</p> <p>○茶道会館の土地取得 ・土地代金27,800千円については、前理事長に返還請求する。</p> <p>○前理事長及びその親族との土地賃借料 ・賃借料は見直済。(年額:26,057千円→15,288千円) ・高額な賃借料の差額返還を求め。(返還額:21,946千円)</p>	<p>○土地取引差額分損害賠償請求額 5,870千円 県の指導に従い、土地取引の適正価格との差額分を損害賠償請求する</p> <p>○借地料損害賠償請求額 14,348千円 ・H23.4～8までの5か月分については、調停との関係もあり別途請求(243千円×5月=1,215千円分)</p> <p>損害賠償請求額 27,800千円 (県の指摘どおり)</p> <p>○賃借料追加損害賠償請求額 37,962千円 前理事長と法人間の土地の賃貸借について、真に必要な土地であるのか、不必要な土地がないか精査の上、施設の底地など、最小限の土地を残し、契約を更新しない予定。</p>
<p>不適正な香典支出及び役員報酬については、不適正に支出された金額の精査を行うとともに、早急に前理事長からの不適正支出の回収に努めること。</p> <p>香典支出及び役員報酬の返済に応じないなど真しな対応がない場合、当該事案に関与した役職員に対して法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p> <p>再度、役員を始め職員に定款、経理規程を十分理解するように徹底するとともに、併せて、会計処理の適正化に向けた具体的な対応状況を報告すること。</p>	<p>○簿外金庫の不適正な香典支出 ・落選期間中(305千円)を除き、議員名あるいは議員・理事長の連名による支出は、不適正支出(6,990千円)と判断、前理事長に返還を求め。</p> <p>○役員報酬の支出 ・県指摘の役員報酬(13,498千円)について、前理事長に全額返還を求め。</p>	<p>○損害賠償請求額:6,990千円 (県の指摘どおり)</p> <p>○損害賠償請求額:14,687千円 さらに、法人が精査して損害賠償請求額を追加。</p>
<p>理事会、評議員会に出席したとして記録がある前役員・評議員全員に本当に出席したか確認の上、議事録に真実と異なる記載がある場合には、真実と異なる議事録作成に関与した役職員、議事録署名人に確認の上、真実と異なる議事録作成の実態の全容を解明すること。</p> <p>また、前理事による理事会を再検証して、理事会の機能、責任が十分果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、理事会の議決内容の是非を再検討すること。</p> <p>更に、前評議員の評議員会におけるけん制機能が十分に果たされていたか再チェックして不十分と判断される場合は、改善策を検討すること。</p>	<p>○理事会・評議員会の開催 ・理事会は、「施設長会の後、先ほどの会は理事会といわれたこともあったし、急に招集されたこともあった。」との証言があった。 ・正式な手続きを踏んだ評議員会の開催は確認できていない。施設長会と兼ねて開催されたものもあった。 ・予算・決算理事会に監事は出席した記憶がない。</p>	<p>・法人本部は職員が増員され組織体制の強化は進みつつあり、現体制では、理事会・評議員は適正に開催されている。</p>
<p>法人と前理事長及びその親族間において、個人債務を法人に付け替えた事案以外にも不当・不適正な事例がないか詳細な調査を実施して、この事案を含め不当・不適正な事案に関与した役職員の責任を明確にするとともに、法的措置を含め厳正な措置を講じること。</p>	<p>※新たに見つかった不適正事案</p> <p>○法人と前理事長の親族との土地取引と工事の発注 ・前理事長の親族と法人間で土地取引(H22.5)があるが、法人側に売買契約書がない等、不備があった。 ・前理事長の親族個人に工事発注することは不適切。 ・当該工事に法人職員数人が参加。 ・関係者の証言には矛盾があり、さらなる事実確認が必要。</p>	<p>○2つの事案とも、未だ全容解明が不十分で引き続き調査が必要。 ・前理事長の親族から土地売買について裁判所に調停が提起される。 ・売買契約額9,800千円に対して法人の未払(4,750千円)があり、未払いの支払を請求されたもの。 →法人は高額で応じられないと拒否し、調停は不調。 ・前理事長の親族に発注された工事関係の証憑書類が不明確。</p> <p>○新たに見つかった前理事長の個人債務付替え分の返還請求 1,506千円 ・法人が負担した債務返済金100万円と利息、諸費用が506千円</p>

(改善命令時の不適正支出指摘額:112,102千円)+(法人の追加額:43,200千円)  
=損害賠償請求予定額155,302千円